

献呈のことば

平成29年（2017年）3月に、鹿児島大学において、長年にわたり法学の教育研究を支えてこられた、采女博文教授（鹿児島大学名誉教授、鹿児島大学司法政策研究センター特任教授）、小栗實教授（鹿児島大学名誉教授、鹿児島大学司法政策研究センター特任教授）が、定年によりご退職になられました。

采女博文教授は、昭和50年（1975年）3月に九州大学法学部をご卒業後、同大学大学院法学研究科に進学され、民法学の研究者としての道を歩み出されました。昭和52年（1977年）3月に同修士課程修了後、昭和56年（1981年）3月に同博士後期課程を単位取得満期退学され、九州大学法学部助手を経て、昭和57年（1982年）10月に助教授として鹿児島大学法文学部に着任されました。その後、平成7年（1995年）4月に法文学部教授に昇任、平成16年（2004年）には大学院司法政策研究科に移籍され法曹の養成にご尽力され、平成29年（2017年）3月に定年退職を迎えられました。この間、平成14年（2002年）4月から平成16年（2004年）3月まで法文学部法政策学科長、平成20年（2008年）4月より平成24年（2012年）3月まで同研究科長もお務めになりました。また、平成24年（2012年）4月より平成26年（2014年）3月まで総務担当の学長補佐など、法文学部法政策学科および大学院司法政策研究科のみならず、全学においても要職を歴任されました。

采女教授は、本学にご着任後、法文学部法学科および法政策学科、大学院人文社会科学部研究科、大学院司法政策研究科において民法（財産法）およびその関連科目の講義をご担当になり、本学の法学教育の発展にご尽力されました。ご研究の面では、除斥期間、物権変動、入会権などの民法上の課題はもとより、水俣病、ハンセン病、学校におけるいじめなどの社会問題も素材にした幅広いご研究に取り組み、22本の論説を公表されました。また、ドイツ語にもご堪能で、ドイツ債務法に関する研究をはじめ、ドイツ語文献の翻訳などドイツ民法に関連する数多くのご業績を残されました。ご在職中におけるこれらのご業績は、いずれも、わが国の民法学の発展に大きく寄与するものであります。そのほか、民法に関する概説書等も多数ご執筆になられ、わが国の民法学教育の発展にも多大なるご貢献をされました。

小栗實教授は、昭和49年（1974年）3月に名古屋大学法学部法律学科をご卒業後、同年4月に同大学大学院法学研究科修士課程に進学され、憲法学のご研究の道を歩み出されました。昭和52年（1977年）3月に同修士課程修了後、昭和56年（1981年）3月に同大学大学院法学研究科博士課程を単位修得ののちに退学され、名古屋大学法学部助手を経て、昭和58年（1983年）4月に鹿児島大学教養部に講師として着任されました。昭和59年（1984年）4月に助教授に昇任された後、教養部の廃止に伴い法文学部法政策学科に移籍され、平成10年（1998年）1月に教授に昇任されました。平成16年（2004年）には、大学院の司法政策研究科の設置に伴い、同研究科に移籍され法曹の養成にご尽力され、平成29年（2017年）3月に定年退職を迎えられました。この間、平成20年（2008年）4月から平成22年（2010年）3月まで司法政策研究科副研究科長、平成22年（2010年）4月から平

平成26年（2014年）3月まで危機管理担当の学長補佐、平成26年（2014年）4月から平成29年3月まで危機管理・コンプライアンス担当の学長補佐など、大学院司法政策研究科のみならず、全学においても要職を歴任されました。また、本学ご在職中には、加世田市、指宿市、南さつま市などの地方公共団体における情報公開審査委員会委員をはじめ、公益委員として多くの社会貢献・地域貢献もなされておられます。

小栗教授は、本学着任後、本学教養部、法文学部法政策学科、大学院人文社会科学研究所および大学院司法政策研究科において憲法およびその関連科目の講義をご担当になり、本学の法学教育の発展にご尽力されました。ご研究の面では、憲法学のご研究を行われ、ご退職をお迎えになるまでに65本の論説など数多くのご業績を残されました。小栗教授のご関心は、イギリス憲法に関するご研究をはじめ、わが国における人権および統治機構に関する諸問題に至るまで、幅広い領域にわたります。ご在職中におけるこれらのご業績は、わが国の憲法学の発展に大きく寄与するものであります。また、近年では、わが国の裁判員裁判にも関心をもたれ、特に鹿児島地裁における裁判員裁判を素材とされた論文、資料等も多く公表されました。そのほか、憲法学に関連する概説書等も数多くご執筆になられ、わが国の憲法学教育の発展にも多大なるご貢献をされました。

采女教授および小栗教授は、文字通り、鹿児島大学における法学研究および教育をリードされ、ここにご紹介した多くの研究および教育業績を残されました。また、法文学部、大学院人文社会科学研究所および大学院司法政策研究科において、文字通り大黒柱となってこれらの組織を支えてこられました。度重なる改組を経ても、鹿児島大学における法学教育組織が存続・発展し続けているのも両教授によるこうしたご貢献の賜物であります。ご退職にあたり、両教授の長年にわたるご功績を讃えるとともに、これまで受けた数々のご恩に感謝し、ここにこの法学論集を献呈いたします。

平成30年3月

鹿児島大学法文学部法経社会学科法学コース長 松田 忠大